

小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において、太陽光発電設備を販売・施工する事業者を登録する制度を設けることにより、太陽光発電の導入拡大を図ることを目的とする。なお、この登録制度は、この要綱による登録を受けた販売・施工事業者を評価し、その他の販売・施工事業者と比して優位であると保証し、又は推奨するものではない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 施工事業者 市内において太陽光発電設備を施工する事業者をいう。
- (3) 販売等事業者 市内において太陽光発電設備の販売及び営業等を施工事業者と連携して行う事業者をいう。
- (4) 販売・施工事業者 施工事業者及び販売等事業者をいう。

(登録要件)

第3条 小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者の登録要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施工事業者にあつては、太陽光発電メーカーの施工IDを保有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 重大な法令違反がないこと。

2 小田原市地域密着型太陽光発電設備販売・施工事業者の登録要件は、前項各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に営業所等を有していること。
- (2) 過去3年の期間に市内において多数の施工実績を有していると市長が認めること。

(登録申請)

第4条 小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者又は小田原市地域密着型太陽光発電設備販売・施工事業者として登録を希望する販売・施工事業者は、小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において施工事業者は、当該施工事業者に係る太陽光発電設備施工の仲介等を行った実績を有する一の販売等事業者を、事前に当該販売事業者の同意を得た上で、自身と併せて申請することができる。

3 第1項の規定による申請は、原則として施工事業者が行うものとする。ただし、太陽光発電設備の導入に係る受注実績があり、施工事業者から当該受注実績に係る証明を受けている販売等事業者にあつては、単独で申請をすることができる。

(登録可否の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、登録要件を満たすと認められる場合は、小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者又は小田原市地域密着型太陽光発電設備販売・施工事業者として登録するものとする。

2 前項の審査の結果は、小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により販売・施工事業者に対し通知するものとする。

(登録事業者等の申請内容の変更)

第6条 前条の規定により小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者として登録された者（以下「登録事業者」という。）及び小田原市地域密着型太陽光発電設備販売・施工事業者として登録された者（以下「地域密着型登録事業者」という。）（以下これらを「登録事業者等」という。）は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等申請内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、登録事業者等のうち、販売等事業者にあつては、その内容が販売等事業者の事業の範囲内である場合に限り、単独で当該届出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による届出がされた場合にあつては、市ホームページ等で公表している登録事業者等の情報を更新するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者等の申請内容に虚偽があつたことが判明したとき。

(2) 登録事業者等が第3条の登録要件を満たさないことが確認されたとき。

(3) 登録事業者等から登録の辞退について申出があつたとき。

(登録事業者等への支援)

第 8 条 市長は、登録事業者等に対して、次に掲げる支援をするものとする。

- (1) 登録事業者等の情報（販売・施工サービス等の情報をいう。ただし、過去の販売又は施工の実績を除く。）を市ホームページに掲載し、市内の事業者、市民等に対して広く周知すること。
 - (2) 小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム「S u n c l e f o r B u s i n e s s」利用要領（令和 6 年 9 月 3 0 日制定）第 3 条第 2 号に基づき、当該システムを利用させること。
 - (3) 本市の太陽光発電設備の導入状況及び支援制度その他本市が有する情報（企業が進める次世代太陽光電池の開発に関する状況等）を提供すること。
- （登録事業者等の取組等）

第 9 条 登録事業者等は、次の取組等を行うものとする。

- (1) 市内の事業所、住宅等における太陽光発電設備の導入の促進に関する取組
 - (2) 市内に太陽光発電設備の導入を検討する者への導入支援（現地調査、見積書作成等）に関する取組
 - (3) 市長の求めに応じて行う、市内において販売し、又は施工した太陽光発電設備の情報（設置場所、容量等）の報告
- （免責）

第 1 0 条 登録事業者等による太陽光発電設備の販売又は施工契約に関して、当事者間でトラブルが生じた際には、市は一切の責任を負わない。

（委任）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。